

2023 年度授業実施方針について

1. 授業実施方針

新型コロナウイルス感染症に対する治療法の確立や薬・ワクチン等の開発により、社会的にも新型コロナウイルス感染症に対する捉え方に変化が見られており、コロナ禍以前の授業方法に戻す大学も増えてきました。

本学はこれまでも授業実施にあたっては学生教職員の健康と安全を第一に考え、感染防止策を徹底したうえでの対面授業を基本に、オンラインによる授業も活用してきましたが、上記に挙げるような社会的状況の変化を踏まえ、2023 年度は全ての授業を原則面接授業で行うこととします。ただし教育効果を踏まえ、一部の授業はオンラインにて行います。

また 2022 年度まで行われていた「教室で座席を 1 席空けて座る」「学部科目の授業 1 週目は全科目オンライン授業」のルールも廃止となります（面接授業の一部にオンラインによる授業を組み込む授業もありますので、従前のように 1 週目をオンラインによる授業で行う授業が存在する可能性があります）。

なお、2023 年 4 月以降の授業実施時のマスク着用及びコロナ罹患等にかかる配慮については 3 月中旬に改めて ALBO 等で案内する予定です。

2. 履修登録において注意すべきこと

本学では授業方法の違いにより授業を以下の 2 区分で管理しています。

面接授業	全授業のうち半数以上を対面による授業で行うもの。オンラインによる授業を交えた授業も可。 15 回授業であれば 8 回以上が対面による授業であるものが、面接授業となる。
遠隔授業	全授業のうち半数以上をオンラインによる授業で行うもの。対面による授業を交えた授業も可。 15 回授業であれば 8 回以上がオンラインによる授業であるものが、遠隔授業となる。

法令では、通学制大学の学部授業において、上記の区分で遠隔授業に位置づけられる授業で修得した単位は卒業所要単位のうち 60 単位までしか認められないこととされており、本学の学則第 51 条第 4 項にもその旨が定められています。

2022 年度までは新型コロナウイルス感染症拡大という非常時において遠隔授業であっても面接授業として取り扱うことができる特例的措置を適用していたため、2022 年度までに修得したどの授業科目の単位についても上記の 60 単位上限の制約は受けません。しかし 2023 年度からは特例的措置が適用されないため、自身が修得した単位のうち、全授業のうち半数以上がオンラインによる授業の修得単位数がどれくらいかを自身で管理する必要があります。

上記の授業区分はシラバスの授業方法欄に記載されていますので、履修登録の際に必ず確認し、2023 年度以降に遠隔授業区分で修得した単位数がどの程度になるか常に把握するようにしてください（繰り返しになりますが、2022 年度までは特例的措置により、遠隔授業で修得した単位は面接授業で修得した単位として扱われますので、卒業所要単位算入制限はありません）。

また、2022 年度まではオンラインによる授業の試験はオンラインで実施されることを原則としていましたが、授業実施方針変更に伴い、2023 年度より授業はオンラインであっても試験は対面で行う授業もありますので、ご承知おきください。